

各 位

会 社 名 株式会社 武井工業所
代表者名 代表取締役社長 中山 芳博
(J A S D A Q ・ コード 5286)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 武井 厚
電話 0299 - 24 - 5216

当社株式が上場廃止となる場合の対応について

当社の株式につきましては、平成19年12月の上場時価総額（月末上場時価総額）が5億円未満となったため、当社は、平成20年3月24日にジャスダック証券取引所に対して、株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める書面を提出いたしました。これにより平成20年9月末日までのいずれかの月において、月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が5億円以上となったときは株券上場廃止基準に該当しないこととなっております。

しかしながら、平成20年8月までのいずれの月においても、月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額は5億円以上にはならず、平成20年9月の平均上場時価総額も低位な水準で推移しています。平成20年9月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が5億円以上とならなかった場合、株式会社ジャスダック証券取引所により平成20年9月30日に当社株式の上場廃止の決定が行われ、平成20年10月1日から同年10月31日まで整理ポストに割り当てられ、平成20年11月1日に上場廃止となる見込みです。

当社では、平成20年9月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が5億円以上となる可能性について、現状においては非常に難しい状況であると判断いたしました。

つきましては、株券上場廃止基準に該当したことにより当社株式が上場廃止となった場合は、換金の方が提供できないなどの上場廃止による影響が生じるため、上場廃止後の当社株式の売買の場を投資家の皆様に提供することを目的として、平成20年11月4日より当社株式が日本証券業協会の指定するフェニックス銘柄として取り扱われるよう、ディー・ブレイン証券株式会社を取扱証券会社として、同社に銘柄指定に必要な審査及び日本証券業協会への銘柄指定届出の実施を依頼することを、会社法第370条の規定に基づき、取締役全員の同意により書面決議いたしましたのでお知らせいたします。

本件は、一定の条件の下で想定されるものであり、以下の ~ のような条件の変化があった場合には、スケジュールや対応が変更となる可能性があります。

株券上場廃止基準に該当しない場合

当社株式が、平成20年9月未までに、ジャスダック証券取引所が定める株券上場廃止基準に該当しない場合は、引き続きジャスダック証券取引所での株券上場が維持

されます。

フェニックス銘柄指定届出の手続きに遅延が生じた場合

取扱証券会社による審査の状況等により、取扱証券会社が平成20年10月27日までに日本証券業協会に対してフェニックス銘柄指定の届出を実施できない場合は、当社株式がフェニックス銘柄として指定される期日に遅延が生じる可能性があり、当社株式の売買ができない期間が生じる恐れがあります。

取扱証券会社がフェニックス銘柄指定届出を実施しない場合

取扱証券会社による審査の結果により、取扱証券会社が日本証券業協会に対してフェニックス銘柄として指定の届出を実施しない場合には、平成20年11月4日以降は証券市場を通じた当社株式の売買ができなくなる恐れがあります。

(ご参考) フェニックス銘柄制度について

フェニックス銘柄制度とは、日本証券業協会が取引所上場廃止銘柄を保有する投資家に対する換金の手続きを提供できる仕組みとして平成20年3月31日からスタートさせた制度です。

(ご参考) 想定スケジュール

平成20年 9月30日(火) 上場廃止の決定 (上場廃止基準に該当した場合)

10月 1日(水) 整理ポスト割当て

10月27日(月) 取扱証券会社による日本証券業協会に対するフェニックス銘柄指定の届出

10月31日(金) ジャスダック証券取引所での売買最終日

11月 1日(土) ジャスダック証券取引所上場廃止

11月 4日(火) 日本証券業協会によるフェニックス銘柄指定

以上